判決 平成13年11月14日 神戸地方裁判所 平成12年(わ)第667号 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件

主

被告人を懲役1年2月に処する。 未決勾留日数中、その刑期に満つるまでの分をその刑に算入する。 この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

里

(罪となるべき事実)

(証拠の標目)

(省略)

(事実認定の補足説明)

弁護人及び被告人は、当初各公訴事実につき事実関係は争わない旨述べていたものであるが、被告人質問の段階において、被告人が、判示第1について、①公訴事実記載の文言を言ってない、②Dと共謀していない旨の弁解をするに至り、弁護人もそれに副う主張をするとともに、判示第2については、公訴事実記載の発言をしたことは認めるものの、③被害者らは畏怖していないなどとして、いずれも無罪である旨主張する。

一当裁判所は、②については弁護人の主張を認めたが、①、③についてはその主張は採用しないこととしたので、これらの点につき、以下補足して説明する。 第1 判示第1について

1 脅迫文言(特に「右翼」、「街宣車」等)の有無について

 し(甲136を参照)、その日にD及び被告人が訪れた際の会話を録音していることなどに照らせば、被告人が「右翼」、「街宣車」等の単語を含む判示の文言でVに対して怒鳴り付け、Dが裁判をして店のものを差し押える等法的手段に訴える旨の言葉を述る、Vがこれに思答したのは思いなるまた。 の言葉を述べ、Vがこれに畏怖したのは明らかである。

なお、Vらの認識としては、被告人は金融関係の仕事(サラ金屋)をしているというのであるから、右翼を「呼んでくる」との発言も、弁護人の主張するように不自然不合理とはいえない。

加えて、被告人は、捜査段階において、上記の認定に副う詳細な供述をしていたもので、その供述は他の証拠とも符合し、信用性が高いといえる。 これに対して、被告人は被告人質問の段階に到って、突如としてかかる弁解

を始めたものであるが、いかにも唐突である上、そのような弁解を始めた経緯にも 合理的な理由が見当たらないから、到底信用できない。

よって,この点に関する弁護人の主張は採用しない。

Dとの共謀について

被告人は、当初、Dとの共謀を含めて公訴事実を認め、Dも、捜査段階においては被告人との共謀を認めるかのような供述も見られるが、公判廷では、最終的

には両人ともこれを否認するに至っている。 共謀の有無については、その前提として、本件犯行に至る経緯等(特に公訴 事実中にも明示されている「かつて300万円をVに交付していたこと」の意味内 容、出捐者等)を認定した上で、本件犯行時、被告人及びDがV方を訪れた理由を 明らかにする必要があり、その上で、共謀の有無について検討する。

V, H, 分離前の相被告人Dの供述調書等, 関係各証拠を総合すると

① I有限会社を営む日が、液化石油ガス販売業以外などで作った多額の借金

のために、「の経営を危機的な状況にまで至らしめたこと、

- ② Cグループを率いる」は、同グループに属する株式会社Eを設立し、同社 においてIの事業を継承して液化石油ガス販売事業に参入しようと企図し、そのた め」の顧客を譲り受ける契約を締結し(甲116)、関係機関への届出等の手続を 履践しただけではなく(甲117~119), Iが破綻しないよう資金を投入して
- いたこと, ③ 平成11年6月, Iは不渡りを出し事実上倒産したが、同年7月1日まで 同社の顧客はK株式会社が継承したため、Eは結局一人の顧客も得られず、ま た、投入した資金の回収も困難になったこと などが認められる。

そして、その間の同年2月3日、同年3月3日及び同年4月3日、D又はH が、V方に各100万円を持参しているが、その合計300万円は、以下の理由な どから、Jが用意した資金と見るべきである。 すなわち、

① D又はHが領収証を受け取ったのは上記の3回であり、そのうち2回はD が同行し、Dが同行している時には、DがVに現金を手渡している。

領収証は、Hではなく、Dが保管していた上、領収証の宛先が空欄になっ

ている。 ③ ⅠがV商店に譲渡した顧客120軒分の売上金であるLからの入金は、顧 客から支払われたものを原資とするものであるから、定期的に、かつ、確実に入金 されていたと思われるところ、HのVに対する支払いは、120軒を譲渡した後おおむね間違いなく振り込まれていたのに、平成11年末ころからは約数か月滞って いるのであるから、そのころ既にIの資金繰りは相当に困難な局面を迎えていたと 見られる上,平成12年5月以降も前記のLからの入金は継続しているはずと思わ れるのに、上記の同年2月から同年4月までの合計300万円の支払い以降、日か らVに対する売上金の支払いはなされていない(したがって、Hが、Lから入金さ れる売上金を、平成12年2月ないし4月にVに支払った各100万円(合計30 0万円)の原資にし

たと述べている部分も、信用できないというべきである。)。

以上の経過を総合すれば、本件犯行に至る経緯としては、Dが捜査段階で述 べているように、Cグループが液化石油ガス事業に進出するに当たり中心となって 動いていた同グループの事実上の相談役であったDは,判示第1の犯行当日も,V 宅に、Iから譲り受けた120軒の顧客の営業権を譲り受け、あるいはV商店と共 同経営するなどしてEの営業を可能にするための交渉をするためにV方に出向いた と見るのが相当である。

そして、共謀に関する被告人及びDの供述を見てみると、被告人及びDは、 捜査段階において、本件犯行を一応自認している(被告人は、事実関係を全面的に 認めている。)ものの、やはり事前共謀がなかったことは両名とも一致して述べて いるところであって、被告人のみが、判示第1の犯行当日、犯行現場で、被告人の 言動に呼応してDがそれまでの態度を一変させて共謀が成立したかのように述べ、 Dについては、その点が明確ではないのである。

そして、検察官は、被告人及びDの共謀につき、犯行に至る経緯や「被害者らの供述によれば、被告人の本件現場での脅迫文言が、Dの被害者に対する要求文言等に引き続き、その後は相前後し、かつDの文言に呼応し、こもごもお互いの文言を前提にして交互に発言されている」ことなどから、両者の間に共謀があったと主張する。

なるほど、検察官も指摘するように、①被告人は、被告人名義の「公開質問 状」(甲96,98)等を株式会社Eに送付し、その「回答書」(これは、神戸市 M区Oc丁目d-ePf号所在の政治結社Bに宛てたものと思われる。)が日をお かずして株式会社Cの事務所に持ち込まれ、Cグループ内部において更なる対応方法等を検討していたと思われること等、被告人自身も本件の背景事情を相当程度知り得る立場にあったはずであること、②被告人は、本件犯行当日、兵庫県庁へ出向 き、計量保安課で上記公開質問状と同旨の質問を県庁職員に対して行なっているこ となどから、本件において、被告人及びDが共通の目標を目指して動いていたのは 間違いないようにも思われるところであるが、他方で、V証言等によると、D は、(1)本件犯行前からV商店がHから継承した顧客の全部又は一部をEに譲渡する よう交渉をし、あるいはV商店とEとが共同して液化石油ガス事業を行っていくことを提案していたものであること((甲95)もその一環であると考えられる。)、判示第1の当時も、書面(甲134)を作成するなどしながら、執拗に顧 客の獲得を目指し、Vにいささか強引と思える働きかけを行なっていたと見られる こと(なお、D自身は「差し押さえる」等の言葉を述べていると認められるが、そ の際の言動自体が、これまでの交渉経緯や本件当時の客観的状況、被告人の言動と も相俟って、社会経済生活を行う上で相当な行為の範囲を逸脱した違法行為となることもあり得よ。),(2)前示のとおり、被告人はDの意向によりV方に同行したの ではないと思われるところ,当初,D及びVの話には加わっておらず,DとVの話 がなかなか埒があかない様子をみて苛立ちを募らせていき、突然大声で怒鳴るよう に判示の脅迫的言辞を用いたと見られること、(3)被告人による「300万円の出捐 者は自分である」旨の突然の発言は事実と異なっている上、それまでのDとVとの 交渉とは異質で、違和感のある発言と思われ、検察官の主張するように、Dの発言 と「呼応し、こもごもお互いの文言を前提にして交互に発言されている」ようには感じられず、「その場の思い付き」という捜査段階における被告人の供述はその意味において信用するに足りるものであること、(4) D及び被告人が判示第 1 の犯行当 日判示V方に滞在したと思われる時間中、大半はDとVが今後の顧客の帰属等につ いて話をしていたと見られ、被告人が判示の脅迫的言辞を発したのは、訪問全体か ら見るとごく僅かで、その場限りの発言にしか過ぎないとも思われることなどが認 められ、この犯行態様からすると、判示第1の犯行については、Dに同行した被告 人が、Dの意向とは無関係にその場の思い付きで300万円を自らがDに貸し与え たものであると装って、脅迫的言辞を用いてその返還を求めたに過ぎず、Dにとっ

てもかかる行為は突然で全く意図していなかったもの、すなわち、Dとしては、被告人の言動があった後も、それとは無関係に、ひたすら被告人が会話に介入してく る前と同様,顧客の獲得等に向けてVとの交渉を続けていたもの(もとより,先に 述べたとおりDの発言がそれ自体脅迫的言辞となるか否かは別論である。)で、被 告人とDとの間での現場共謀(意思の連絡)も成り立たっておらず,被告人による 単独犯行と見る余地があると言わざるを得ない。

したがって、この点に関する弁護人の主張は理由がある。

なお、判示第2については、被告人とDとの共謀がなかった旨の主張はされていないが、判示第1の3日後、判示第1で認定したような脅迫行為を行なった被 告人と,それを十分に認識しているDとがV方を訪れ,録音テープに残っているよ うな言動に出ているのであるから、被告人もDも、被告人において、場合によって は7月13日と同様の脅迫的言辞に出るかもしれないことを十分に認識し、認容し た上、意思を相通じて(共同して)V方に赴き、判示第2のような行動に出たこと た。 は明らかというべきである。 第2 判示第2について-被害者らの畏怖の有無

被告人らの第2回目の訪問となる平成11年7月16日のやり取りについて は、その大部分が録音されており、その録音された会話内容そのものに照らせば、被告人の発言は明らかで、それらによって被害者らが畏怖したのもまた間違いない と認められる。

よって, この点に関する弁護人の主張は、採用しない。

(法令の適用)

条 いずれも暴力行為等処罰に関する法律1条(刑法222条1 項)

刑種の選択 いずれも懲役刑を選択

併 合 罪 加 重 刑法45条前段,47条本文,10条(犯情の重い判示第2 の罪の刑に法定の加重)

告 刑 懲役1年2月

未決勾留日数の算入 刑法21条(その刑期に満つるまでの分を算入)

刑の執行猶予 刑法25条1項(3年間猶予) 訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

不利な事情

- 右翼団体による街宣活動等によって営業妨害を行い、店を潰す旨の脅迫的言 (1) 辞を用いており,被害者らの感じた畏怖の程度は非常に大きく,被害者の被害感情 は小さくはないと思われる。
- 被害者宅に赴いた2名の中では、Dよりも被告人の方が、より一層被害者ら を畏怖させていることは明らかで、その責任は重い。 (3) 途中から否認に転じ、それに理由のある部分もあったけれども、不自然な弁
- 解を重ね,公判廷でも事実をありのままに述べていないと思われる部分もあるな ど、真摯な反省の情が認められるとまではいえない。 有利な事情
- (1) 公判廷で、自己の言動が被害者らに恐怖感を感じさせたとすれば申し訳ない と思っている旨、一応の反省の言葉を述べている。

(2) 相当長期間勾留され、既に実質的には相応の制裁を受けたものと評価でき る。

- 昭和53年に暴行罪による略式罰金前科1犯はあるが、その他には昭和54 年に罪質を異にする前科 1 犯があるだけで、それ以降現在まで検挙歴も見当たらな
 - (4) 本件を機に政治結社の解散届を提出し、その活動を辞めた。
- 3 これらを総合考慮すると、犯情は芳しくなく、その刑事責任を軽視し得ないが、今回は刑の執行を猶予することとする。

よって、主文のとおり判決する。 (求刑・懲役1年6月)

平成13年11月14日

神戸地方裁判所第12刑事係乙

裁判官 溝 或 禎 久